

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【会社名】 株式会社幸楽苑  
(旧会社名 株式会社幸楽苑ホールディングス)

【英訳名】 KOURAKUEN CORPORATION  
(旧英訳名 KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION)  
(注) 2024年6月21日開催の定時株主総会の決議により、2024年  
10月1日をもって当社商号を「株式会社幸楽苑ホールディ  
ングス」から「株式会社幸楽苑」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 新井田 傳

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長新井田傳は、当社の第55期中（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。